

ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)  
お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください

1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、一般社団法人十和田奥入瀬観光機構(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット又はホームページ、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

3.旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行代金を受領したときに成立するものといたします。

(2)当社は電話、郵便、ファクシミリによる旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに、申込書の提出及び旅行代金の支払が完了したことを当社が確認したときに成立します。

(3)お客様が当社予約サイトで予約・決済をする方法、その他の通信手段を選択した場合、第22項の通信契約による旅行条件を適用し、第22項(2)の定めにより契約が成立します。

4.お申込条件

(1)18才未満の方は親権者の同意書が必要です。

15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行について、当社の指定する条件に合致していない場合は参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)健康を書いている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

5.契約書面と最終旅日表の交付

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレットまたはホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

(2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(3)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面(最終旅程表)を交付します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、お渡し方法は郵送または電子メールでのご案内となります。

(4)契約書面の一部を最終旅程表とし、契約書面のお渡しをもって旅行内容の確定とする旨がパンフレット等に記載がある場合、本項(3)はこの限りではありません。

(5)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

6.旅行代金のお支払い

(1)旅行者は、旅行開始日までの当社が定める期日までに、当社に対し、契約書面またはパンフレット等に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

(2)通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくしてパンフレットまたはホームページに記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

7.旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、サービス料、ガイド料、入場料・拝観料等、及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。

(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8.旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)

(2)宿泊施設利用における宿泊税(パンフレット等に明示した場合を除きます。)、空港施設使用料

(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9.契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10.旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次に掲げる場合は旅行代金を変更する場合があります。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

11.お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。その場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出しなければなりません。

(2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、第三者は旅行者の当該募集型企画旅行に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

## 12.旅行開始前の解除

### (1)お客様の解除権

- ①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
  - a.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
  - b.第8項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
  - c.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - d.当社がお客様に対し、第5項(3)に記載の最終旅行日程表を期日までにお渡ししなかったとき。ただし、同項(4)にあてはまる場合を除きます。
  - e.当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

### (2)当社の解除権

- ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第14項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b.お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - c.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - d.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - e.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - f.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
  - g.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。
  - h.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金の全額を払戻いたします。

## 13.旅行開始後の解除

### (1)お客様の解除権

お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- ①お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ②本項(1)の①の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2)当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
  - a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
  - b.お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - c.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示へに従わないとき、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②解除の効果及び払い戻し  
本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
- ③当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 14.取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には以下の表に基づき取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。
- (4)ご旅行開始日の前日や当日等に、交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、添乗員または当社に連絡をお願いいたします。添乗員が同行しない場合でかつ当社が休業日または営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身でご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

①以下②以外の募集型企画旅行	
イ、旅行出発の前日から起算して21日前まで	無料
ロ、旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあたっては10日目) ※以下、八からへを除く	旅行代金の20%
ハ、旅行開始日の前日から起算して7日前まで ※以下、二からへを除く	旅行代金の30%
ニ、旅行開始日の前日	旅行代金の40%

ホ、旅行開始当日 ※以下、へを除く	旅行代金の50%
へ、旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
②貸切船舶を利用する募集型企画旅行	当該船舶に係る取消料の規定によります。

#### 15.旅行代金の払い戻し

- (1)当社は「第10項の規定により旅行代金を減額した場合」または「第12項から第13項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットまたはホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。

#### 16.添乗員（旅程管理）

- (1)添乗員が同行する旨を明記したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。
- (2)添乗員が同行しない場合、現地係員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行う場合があります。
- (3)添乗員が同行せずかつ現地係員がいない場合、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
- (4)添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

#### 17.当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は手荷物について生じた損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり15万円を上限(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
- (4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

#### 18.特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (3)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

#### 19.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令や公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害を賠償しなくてはなりません。
- (2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他の契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、現地係員等もしくは当社に申し出なければなりません。

#### 20.団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行の締結については、本章の規定を適用します。
- (2)当社は、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が仙人した構成者を契約責任者とみなします。

#### 21.旅程保証

- (1)当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に17項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、変更保証金としてでなく損害賠償金の全部または一部として支払います。
- (2)当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。又、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金は支払いません。
- (3)この場合当社はお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

#### 22.通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (3)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第12項に定める取  
消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (4)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行  
開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (5)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金  
にてまたは銀行口座振込みにより旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項の取消料と同額の違約料を申し  
受けます。

### 23.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大  
変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

### 24.個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいた  
だいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は当社の  
提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成等にお客  
様の個人情報を利用させていただくことがあります。

### 25.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は令和4年6月1日となります。

### 26.その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による  
荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品  
の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

<b>旅行企画・実施</b> 登録番号 青森県知事登録 旅行業 第3—162号 名称 一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構	
TOWADA TRAVEL 所在地 青森県十和田市稲生町15—3 電話番号 0176—24—3006 担当者名 池田陽子(国内旅行業務取扱管理者) 磯 汐梨(総合旅行業務取扱管理者)	LAKE TOWADA TRAVEL 所在地 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486 電話番号 0176—75—1531 担当者名 安藤巖乙(総合旅行業務取扱管理者)
営業区域 十和田市、青森市、平川市、七戸町、東北町、六戸町、五戸町、新郷村、秋田県鹿角市、小坂町	